

資料 3

追加規制改革事項等

平成27年3月25日
福岡市 国家戦略特別区域会議

1. 外国人材分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ (H26.6.28 区域計画素案)	外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準（500万円以上）を引き下げ、法令へ記載する等の透明性向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。	【内閣府・法務省】 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和することを盛り込んだ特区改正法案を今国会に提出する。	今国会

2. 創業分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	法人設立手続きの簡素化・迅速化 (H26.6.28 区域計画素案)	グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続きのワンストップ化や簡素化を検討する。	【内閣府・法務省・厚労省・財務省】 法人設立手続きの簡素化、迅速化のため、以下の①及び②を盛り込んだ特区改正法案を今国会に提出する。 ①外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施するワンストップセンターを設置。 ②公証人が公証役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。	今国会
2	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和 (H26.6.28 福岡市提案)	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務（サービス）」にも拡大する。	【総務省】 役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、当該役務の調達につき、随意契約を可能とする法令上の措置を講ずる。	平成27年中に措置 (全国的に対応)

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途									
3	雇用保険給付の拡大 (H26.6.28 福岡市 提案)	会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有するものとみなして保険給付を行う。	【厚労省】 求職活動と並行して創業準備を行う場合で、公共職業安定所の職業紹介に応じられるときには、求職者給付の支給対象となり得る (H26.7.22 付けの「雇用保険に関する業務取扱要領」の一部改正において明示)。	H26.7.22 措置済									
4	創業期の企業におけるインターンシップの活用 (H26.6.28 福岡市 提案)	企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせ (H26.4.8 改正) を、創業期の企業に限り除外する。 ※学生情報の使用可能時期 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動</td> <td>3 学年次 12月～</td> <td>3 学年次 3月～</td> </tr> <tr> <td>採用選考活動</td> <td>4 学年次 4月～</td> <td>4 学年次 8月～</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	広報活動	3 学年次 12月～	3 学年次 3月～	採用選考活動	4 学年次 4月～	4 学年次 8月～	【文科省、厚労省、経産省】 広報活動・採用選考活動時期については、内閣総理大臣等からの経済界に対する要請に基づき、平成 27 年度から国全体で後ろ倒しの取組が行われようとしている。 当該申し合わせは、平成 27 年度以降の卒業生・修了予定者を対象に、国全体でこれから取組が行われるものであるため、平成 27 年度以降の実施状況を踏まえ検討を行う。	対応済
	改正前	改正後											
広報活動	3 学年次 12月～	3 学年次 3月～											
採用選考活動	4 学年次 4月～	4 学年次 8月～											

3. 観光分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	出入国手続きの迅速化・円滑化 (H26.6.28 区域計画 素案)	MICE 参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みについて検討する。	日本再興戦略 (H26.6.24 閣議決定) にて、入管手続の迅速化につき、可能な措置から実施することとした。	一部措置 済、逐次 実施

4. 都市再生・まちづくり分野

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	航空法高さ制限のエリア単位での緩和 (H26.6.28 区域計画素案)	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認(特例承認)について、計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、一定の地区単位における航空法の高さ制限の緩和承認(高さの事前明示)が得られるように運用の改善を行う。	【国土交通省】 航空法の高さ制限の基準の運用については、航行の安全に支障のない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア一体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることとする。 <エリア一体の目安として提示する高さ> ・天神明治通り地区地区計画区域については、福岡市役所避雷針と同等 ※今後、福岡市内の別のエリアについて相談があった場合も、同様に取り扱うものとする。	H26.11.4 措置済

5. 税制

	事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1	税制(法人課税など) (H26.6.28 区域計画素案)	スタートアップに着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。	【内閣府】 平成27年度税制改正大綱において、エンジェル税制の拡充が決定。	—